

## 健康保険組合連合会石川連合会健康宣言事業について

### 29.11.1 健康保険組合連合会石川連合会

平成 27 年 7 月に国民に健康寿命延伸と医療費適正化について、行政(経済産業省・厚生労働省)と民間組織が連携した活動を行っていくため、日本健康会議が組織され、その 8 項目の活動指針の中に、宣言 4「健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を 500 社以上とする」、宣言 5「保険者のサポートを得て健康宣言などに取り組む企業を 1 万社以上とする」と掲げられました。

さらに、平成 28 年度より経済産業省と厚生労働省が「健康経営優良法人認定制度」を設立し、従業員の健康管理に取り組んでいる企業が社会的な評価を受けることができる環境の整備が進められ、「日本再興戦略 2016」(平成 28 年 6 月)において保険者機能の強化等による健康経営の更なる取り組み強化策について「日本健康会議において、健康経営に取り組む企業を 2020 までに 500 社とする。中小企業向けには健康経営優良法人認定制度を本年秋を目途に開始する」ことが盛り込まれ、平成 28 年 11 月 21 日に運用が開始されました。

本制度は「大規模法人部門(ホワイト 500)」と「中小規模法人部門」の 2 部門で、健康経営優良法人は原則として年に 1 回の認定ですが、健康経営優良法人認定制度は平成 29 年度が創設初年度であることや、中小企業等における健康経営の普及促進を図ることなどを踏まえ、健康経営優良法人 2017(中小規模法人部門)に限り追加認定が実施されました。

また、健康経営優良法人 2018(中小規模法人部門)は、平成 29 年 11 月頃に認可申請が実施される予定です。

#### ○大規模法人部門(ホワイト 500)

「健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を 500 社とする」の要件をクリアしているか判定するもので、保険者と連名で申請し、選定公表するもので平成 29 年度からは上場企業だけではなく大規模法人の内、保険者と連携して優良な健康経営を実践している法人についても健康経営優良法人～ホワイト 500」として認定・公表するものです。

#### ○中小規模法人部門

日本健康会議における「協会けんぽなど保険者のサポートを得て健康宣言に取り組む企業を 1 万社以上とする」との連携を図り、協会けんぽなどが進めている都道府県単位の健康宣言事業に取り組んでいる中小企業から認定・公表するものです。

よってこの中小規模法人部門の申請には都道府県単位健康宣言事業に参加していることが条件であり、その「都道府県単位健康宣言事業」の受け皿のため石川連合会として健康宣言の制度を事業として立ち上げ、取り組むこととするものです。名称は「健康保険組合連合会石川連合会健康企業宣言事業」といたします。